社労士ニュース 平成 29 年 9月 19日(火) 2017年 9月号発行

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決 河原社会保険労務士事務所

> 紛争解決の代理業務もできる社会保険労務士 (特定社会保険労務士) 河原 清市

> > 埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554

メールアドレス kawahara@kawahara-sr.com ホームページ kawahara-sr.com/

シリーズ 中学生でもわかる 雇用保険法!

8月の顧問先での労務管理セミナー実施後、来月・9月の労務管理のセミナーのテーマの話が出ました。その中には、改正派遣法の改正点やトライアル雇用中に従業員にやめてもらう場合はどうするか?等が出されました。その中で、雇用保険についてのセミナーを持ってもらいたいという意見が強かったので、今回は、雇用保険法について考えることにしました。

- 1. 介護休業給付金等についての説明
 - ①本人が介護休業を取った場合、本人の月額の給料が30万円の時、

介護のために、最大限93日間会社を休むことができます。

3回まで分割取得ができる。一般には、取得の時期として、

介護の始め、その間、介護の終わりを考えているようです。

では、具体的な数値で考えると、月給を30万円とします。すると、日額は1万円になります。そこで1万円の67%つまり6,700円が一日当たりの支給額となります。

2016年7月31日までは40%の支給率でした。

雇用保険から 6,700 円×93 日分=62 万 3,100 円が本人に支給されます。

93日間は、最大限3つに分けて取得することができる。

②誰を介護すると支給されるか?

本人の配偶者、父母(養父母)、子、配偶者の父母(養父母) 祖父母、兄弟姉妹、孫

③介護される人が、どのような状態なのか?

負傷、疾病又は身体上もしくは精神上の障害により2週間以上にわたり<u>常時介護</u>を必要とする 状態であること。判断基準表を参照すること。従業員は、介護休業申出書を事業主に提出する。

- ④本人が雇用保険に加入していて、介護休業開始前の2年間に各月の賃金が11日以上の支払われている月が12か月以上あればよいことになっています。
 - (賃金支払基礎日数が11日以上の完全月が12ヵ月以上ある)
- 2. 介護休暇
 - ①年間を通して、5日間取得できる。但し半日単位でも取得できるようになった。
 - ②時季変更権は行使できない。
 - ③要介護状態にある対象家族が2人以上でも、10日間取得できます。

3. 所定労働時間の短縮処置

介護休業とは別に、時短の利用開始から3年間に2回以上の利用が可能です。 多くの企業においては、所定労働時間の短縮措置(短時間勤務)を採用しています。

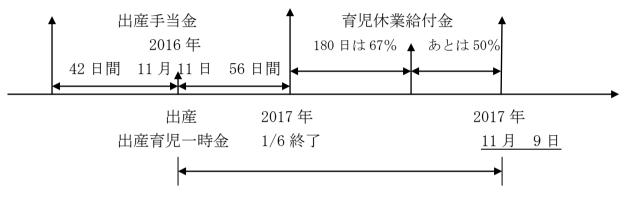
4. 子の看護休暇

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者は、申し出ることによって 5日間の看護休暇を取得することができる。

上記の子が2人以上の場合は、10日間の子の看護休暇を取得することができる。

5. 育児休業給付金

雇用保険から支給される育児休業給付金を説明するためには、協会けんぽの出産手当金と出産 育児一時金の説明からしなければなりません。



ここで1歳に達する日の前日

女性スタッフの 1 か月の賃金が 30 万円だとします。 (標準報酬月額が 30 万円とします。日額は 30 万円 \div 30=1 万円。日額を計算しやすくするために 30 万円と設定しました。)

- ① 協会けんぽ (健康保険) から出産手当金と出産育児一時金が、被保険者である本人に支給されます。
 - ・出産手当金の日額は、標準報酬日額の $\frac{2}{3}$ の支給になります。つまり1万円× $\frac{2}{3}$ =6,667円 そこで、産前42日分と産後56日分の98日分の日額が支給されます。つまり、 6,667円×(42日分+56日分)=6,667円×98日分=65万3,366円が支給されます。
 - ・次に出産育児一時金は、<u>42万円支給されます。</u> 一般には、直接支払制度を利用することになります。

退院までの間に病院等と利用について書面で契約を交わすことが必要になります。病院等での実際の出産費用が出産育児一時金 42 万円より低い場合は、あとで保険者(協会けんぽ)に申請をすれば差額の支給を受けることができます。(実際の出産費用の方が高い場合は、その差額分を病院等の窓口で支払うことになります。)

- ②雇用保険からは、被保険者の本人に対して、育児休業給付金が支給されます。
 - ・ 育児休業開始時賃金日額= 産前、産後休業開始前6か月間の賃金 180
 - ・支給期間は、育児休業開始日から子が1歳に達する日の前日まで。 子の定義として、法律上の親子関係がある子(養子を含む)のほか、特別養子縁組の監護期間の子、養子縁組に 委託されている子、養育里親に委託されている子と改正されました。
 - ・支給率は、育児休業開始日から通算して180日間は67%、それ以後は50%

・育児休業開始時賃金日額×180 日×67%=1 万円×180×0.67=120 万 6,000 円------- i 子どもが 1 歳になる日の前日までつまり 2017 年 11 月 10 日まで、364 日 - 産後 56 日=308 日 308 日-67%の支給期間 180 日=128 日間

1万円×50%×128日=1万円×0.5×128日=64万円-------ii

iとii より

育児休業給付金は 120万6,000円+64万円

=184万6,000円

・平成28年4月2日以降に生まれた子にたいして

1歳に達した時に要件に合えば、1歳6か月まで育児休業給付金が延長され 1歳6か月の時点で要件に合えば、2歳まで育児休業給付金が延長されます。 金額については、両方とも50%です。(法律の施行日 平成29年10月1日)

③保険関係について、

- ・健康保険料と厚生年金保険料は、産前から育児休業が終わるまでの間、 本人分と会社分とも免除になります。
- ・雇用保険も産前から育児休業か終わるまでの間、本人分と会社分とも免除になります。
- ④両親とも雇用保険の被保険者の場合

母親が2017年11月9日まで育児休業を取得していた場合、

もしも父親も育児休業を取得する時を考えます。一番開始日を遅くしたときは

11月11日が該当します。 そこで、<u>例えば11月11日</u>から1歳2か月に達する日の前日まで父親が育児休業を取得することができます。(父母がとも育児休業を取得する場合、子が1歳2か月になるまでの間、父母ともにそれぞれ1年以内の期間育児休業が取得できます。パパママ育休プラス制度)この場合、父の賃金日額は、父親の日額にシフトされます。

この場合は、11月10日の一日だけは、ブランクになります。

6. 教育訓練給付金

①目的

働く方の主体的な能力開発の取組み又は中長期的なキャリア形成を支援するため、教育訓練 受講に支払った費用の一部を支給する制度。

②支給対象者

受講開始日現在で雇用保険の被保険者等であった期間が3年以上(初めて支給を受けようとする方については、当分の間、1年以上)あること

③支給額

教育訓練施設に支払った教育訓練経費の20%に相当する額となります。ただし、 その額が10万円を超える場合は10万円とし、4千円を超えない場合は支給されません。

④対象科目

宅地建物取引士、社会福祉士、簿記2級、衛生管理士、行政書士、気象予報士、保育士 危険物取扱者、FP、気象予報士などがある。

7. 休職者給付(失業保険)

34歳で、勤続5年で、 1日当たり賃金日額が14,210円だとすると、基本手当は7,105円

- ①自己都合で辞めると 7,105 円×90 日=63 万 9,450 円支給
- ②賃金が支払い日までに支払われなかった月が連続 2π 月以上になったときに会社を辞めると、 雇用保険では、解雇と同様な態様になって、180日分つまり、7,105円×180日=127万 8,900円が本人に支給されます。

常時介護を必要とする状態に関する判断基準

介護休業は2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある対象家族を介護するための休業で、常時介護を必要とする状態については、以下の表を参照しつつ、判断することとなります。ただし、この基準に厳密に従うことにとらわれて労働者の介護休業の取得が制限されてしまわないように、介護をしている労働者の個々の事情にあわせて、なるべく労働者が仕事と介護を両立できるよう、事業主は柔軟に運用することが望まれます。

「常時介護を必要とする状態」とは、以下の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合であること。

- (1) 介護保険制度の要介護状態区分において要介護2以上であること。
- (2) 状態① \sim ⑫のうち、2が2つ以上又は3が1つ以上該当し、かつ、その状態が継続すると認められること。

	T		
状態	1	2	3
項目	(注1)	(注2)	
①座位保持(10分間一人で座	自分で可	支えてもらえればできる	できない
っていることができる)		(注3)	
②歩行(立ち止まらず、座り込まずに5m程度歩くことができる)	つかまらないでできる	何かにつかまればできる	できない
③移乗 (ベッドと車いす、車いすと便座の間を移るなどの乗り移りの動作)	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
④水分・食事摂取 (注4)	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑤排泄	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑥衣類の着脱	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑦意思の伝達	できる	ときどきできない	できない
⑧外出すると戻れない	ない	ときどきある	ほとんど毎回ある
⑨物を壊したり衣類を破くことがある	ない	ときどきある	ほとんど毎日ある (注5)
⑩周囲の者が何らかの対応を とらなければならないほどの 物忘れがある	ない	ときどきある	ほとんど毎日ある
⑪薬の内服	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑩日常の意思決定(注 6)	できる	本人に関する重要な意思決定は できない(注7)	ほとんどできない